

執筆者:

E-mail <a href="E-mail"> 張 翠萍</a>
E-mail <a href="Mail"> 林 婧</a>

<u>E-mail</u> <u>盧 月亭</u> <u>E-mail</u> <u>李 源</u>

# 1. データ越境安全評価弁法 1

国家インターネット情報弁公室、2022年7月7日公布、同年9月1日施行、部門規則

「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」及び「個人情報保護法」により、データの越境移転に関する基本的枠組みが構築され、重要データ及び個人情報の越境移転に係る安全評価制度が確立された。この度、国家インターネット情報弁公室(以下「CAC」という。)は、これらの法律に基づき、「データ越境安全評価弁法」(以下「本弁法」という。)を制定・公布し、データの越境移転に係る安全評価方法を明確に規定した。これにより、中国のデータ越境制度は、新たな局面を迎えた。

本弁法の主な内容は、以下のとおりである。

### (1) 適用対象

本弁法は、データ取扱者が中国国内における運営中に収集し、及び生じた重要データ及び個人情報を中国国外に提供する場合における安全評価に対して適用される。本弁法に関する CAC の記者会見 ²(以下「CAC 記者会見」という。)では、かかる「中国国外に提供する場合」について、主に①データ取扱者が中国国内における運営中に収集し、及び生じたデータを中国国外に伝送し、保存する場合、並びに②データ取扱者が中国国内における運営中に収集し、及び生じたデータを中国国内に保存して、中国国外の機構、組織又は個人がこれにアクセスし、又は利用する場合を指すものと明確に説明された。

また、本弁法4条によれば、データの越境移転に係る安全評価(以下「越境安全評価」という。)の申告を要する場面は、下表のとおり纏めることができる。

越境安全評価の申告を要する場面			
重要データ <sup>3</sup>	重要データ <sup>3</sup> データ取扱者が中国国外に重要データを提供する場合		
	重要情報インフラ運営者が中国国外に個人情報を提供する場合		
個人情報	100 万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が中国国外に個人情報を提供する場合		
10人1月和	前年 1 月 1 日以降、累計で 10 万人の個人情報又は 1 万人のセンシティブ個人情報を中国国外に提供		
	したデータ取扱者が中国国外に個人データを提供する場合		
その他	CAC の定める越境安全評価を申告すべきその他の場合		

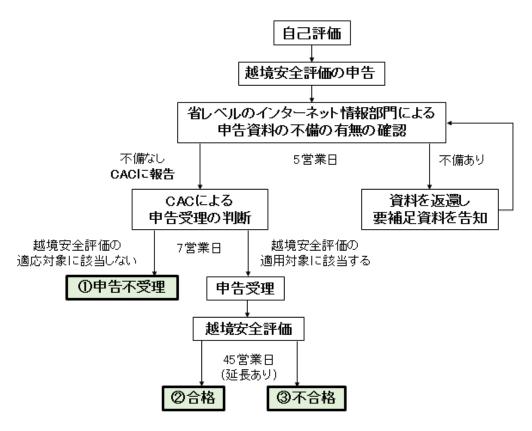
<sup>1</sup> 中国語:数据出境安全评估办法

http://www.cac.gov.cn/2022-07/07/c 1658811536800962.htm

<sup>3</sup> 本弁法における重要データとは、ひとたび改ざん、破壊、漏えい又は不法取得、不法利用に遭遇すれば、国の安全、経済運営、社会的安定性、公共の健康及び安全等に危害を及ぼす可能性があるデータをいう。

### (2) 手続の流れ

本弁法によれば、越境安全評価手続の流れは、概ね以下のとおりである。



上図に挙げられた越境安全評価申告に対する3つの審査結果の法的効果は、以下のとおりである4。

- ① 申告不受理
  - データ取扱者は、越境安全評価以外の合法なルートを通じてデータの越境移転を行うことができる。
- ② 合格データ取扱者は、申告どおりにデータの越境移転を行うことができる。
- ③ 不合格

データ取扱者は、申告したデータの越境移転を行ってはならない。なお、データ取扱者は、評価結果について 異議がある場合には、CAC に対して再評価を申請することができ、再評価の結果が最終結論となる。

なお、データ取扱者は、越境安全評価を申告する際に、中国国外の受領者と締結する予定の法律文書を提出する必要がある。かかる法律文書については、当該受領者と法律文書を締結する前に越境安全評価を申告するのが適切であるが、上記法律文書の締結後に越境安全評価を申告する場合、越境安全評価の不合格による不利益を回避するために、当該法律文書において越境安全評価の合格を当該法律文書の効力発効要件と定めることが推奨される5。

### (3) 有効期間・再申告

越境安全評価に合格した場合、その有効期間は 2 年である。有効期間が満了した場合には、改めて越境安全評価の申告をする必要がある。また、有効期間内において、データの越境移転に係る目的、方法、範囲、種類及び中国国外の受領者によるデータの取扱いに係る用途、方法に変化が生じたことにより越境データの安全性に影響を及ぼし、又は個人情報及び重要データの中国国外保存期間を延長するなど、本弁法で規定した越境データの安全性に影響を及ぼす事由が発生

<sup>4</sup> CAC 記者会見の内容に基づく。

<sup>5</sup> CAC 記者会見の内容に基づく。

した場合には、改めて越境安全評価の申告をしなければならない。

なお、越境安全評価に合格したデータの越境移転は、実際の実施過程においてデータの越境移転に係る安全管理の要求に適合しなくなったことが CAC に発覚した場合、CAC は、かかるデータの越境移転を終了するよう書面にてデータ取扱者に通知することになる。この場合、データ取扱者は、データの越境移転を引き続き実施しようとするときには、不適合な点を是正した後に改めて越境安全評価を申告しなければならない。

本弁法は、2022 年 9 月 1 日から施行される。その施行前に既に実施されているデータ越境移転活動が本弁法の規定に適合しない場合には、その施行日から 6 か月以内に(つまり、2023 年 3 月 31 日までに)是正を完了しなければならないとされる。企業にとっては、それまでにデータ整理、分類・分級、制度構築、中国国外の受領者及び法律環境、サイバーセキュリティ環境等に対するデューディリジェンスなど比較的時間を要する作業を完成させる必要があるだけでなく、CAC による越境安全評価のためにも時間を確保する必要があり、コンプライアンス面の対応が急務と言える。

なお、個人情報の越境移転に係る関連規定について、本弁法のほか、全国情報安全標準化技術委員会は 2022 年 6 月 24 日に「サイバーセキュリティ安全標準実践ガイドライン-個人情報越境取扱活動安全認証規範」を公布しており、CAC は 2022 年 6 月 30 日に「個人情報越境標準契約規定(意見募集稿)」を公示している。この点に関し、「個人情報保護法」38 条及び 40 条によれば、越境安全評価を適用すべき個人情報取扱者による個人情報越境については、越境安全評価を申告しなければならず、越境安全評価の適用対象に該当しない場合には、個人情報保護認証を受け、又は CAC の制定した標準契約を締結することにより、個人情報越境要件を充足させることができる。したがって、個人情報取扱者おいては、個人情報の越境移転を行う際に、かかる越境移転の性質を分析の上、しかるべき方法を選択して越境移転を実施することになる。

# 2. 一部の事業者結合事件の独占禁止審査の実施を試験的に委託することに関する市場監管総局 の公告<sup>6</sup>

国家市場監督管理総局、2022年7月8日公布、同日施行、部門政策文書

「独占禁止法」は、2022 年の改正により「国務院の独占禁止法執行機関は、事業者結合の分類等級審査制度を健全化しなければならない」旨の規定が新たに設けられ、また「事業者結合審査暫定施行規定」においても、国家市場監督管理総局(以下「市場監管総局」という。)は、業務の必要性に応じて、省レベルの市場監督管理部門に対し、事業者結合審査の実施を委託することができる旨が定められた。これを受けて、市場監管総局は、7 月 8 日に「一部の事業者結合事件の独占禁止審査の実施を試験的に委託することに関する市場監管総局の公告」(以下「本公告」という。)を公布し、北京市、上海市、広東省、重慶市及び陝西省の 5 つの省レベルの市場監督管理局(以下「受託官庁」という。)に対し一部の事業者結合事件の独占禁止審査の実施を委託する旨を定めた。現在、各受託官庁は、既にかかる審査の実施を受託する旨の公告 7を公布している。

<sup>6</sup> 中国語:市场监管总局关于试点委托开展部分经营者集中案件反垄断审查的公告

<sup>7 「</sup>一部の事業者結合事件の独占禁止審査の実施に関する北京市市場監督管理局の公告」

<sup>(</sup>中国語:北京市市场监督管理局关于实施部分经营者集中案件反垄断审查的公告)

<sup>「</sup>事業者結合簡易事件の独占禁止審査の実施に関する上海市市場監管局の公告」

<sup>(</sup>中国語:上海市市场监管局关于开展经营者集中简易案件反垄断审查的公告)

<sup>「</sup>事業者結合簡易事件の独占禁止審査を受託して実施することに関する広東省市場監督管理局の公告」

<sup>(</sup>中国語:广东省市场监督管理局关于受委托开展经营者集中简易案件反垄断审查的公告)

<sup>「</sup>事業者結合簡易事件の独占禁止審査の実施に関する重慶市市場監管局の公告」

<sup>(</sup>中国語:重庆市市场监管局关于开展经营者集中简易案件反垄断审查的公告)

<sup>「</sup>一部の事業者結合事件の独占禁止審査を受託して実施することに関する陝西省市場監管局の公告」

<sup>(</sup>中国語:陝西省市场监管局关于受委托开展部分经营者集中案件反垄断审查的公告)

本公告の主な内容は、次のとおりである。

#### (1) 委託事項

試験期間中 8、市場監管総局は、業務の必要性に応じて、次の基準のいずれかに該当する簡易事件(※)の一部を受託官庁に委託して審査を担当させる。

- 少なくとも1つの申告者の所在地が関連区域(※※)にあるとき。
- ② 事業者が持分、資産の買収又は契約その他の方法を通じて他の事業者の支配権を取得し、他の事業者の所在地が関連区域にあるとき。
- ③ 事業者が合弁企業を新設し、合弁企業の所在地が関連区域にあるとき。
- ④ 事業者結合の関連地域市場が区域的な市場であり、かつ、当該関連地域市場がすべて又は主に関連区域にあるとき。
- ⑤ 市場監管総局が委託するその他の事件

# (※)簡易事件について9

次の事由のいずれかに該当する場合には、事業者は簡易事件として申告することができ、市場監管総局は簡易事件手続に従い審査をする。

- 同一関連市場において結合に参加する事業者が占める市場占有率の合計が 15%を下回るとき、川上・川下市場において結合に参加する事業者が占める市場占有率がいずれも 25%を下回るとき、又は、同一関連市場になく、川上・川下関係も存在しない結合に参加する事業者が取引と関係する各市場において占める市場占有率がいずれも 25%を下回るとき。
- ② 結合に参加する事業者が中国国外において合弁企業を設立し、合弁企業が中国国内において経済活動に従事しないとき。
- ④ | 2 つ以上の事業者が共同で支配する合弁会社が結合を通じてそのうちの1つ以上の事業者に支配されるとき。

### 次の事由のいずれかが存在する場合には、簡易事件とみなさない。

- 1 2 つ以上の事業者が共同で支配する合弁企業が結合を通じてそのうちの 1 つの事業者に支配され、当該事業者と合弁企業が同一関連市場に属する競争者であり、かつ、市場占有率の合計が 15%を上回るとき。
- ② 事業者結合の関わる関連市場の画定が難しいとき。
- ③ 事業者結合が市場参入又は技術進歩に対し不利な影響を及ぼすおそれがあるとき。
- ④ 事業者結合が消費者及び他の関係する事業者に対し不利な影響を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑤ 事業者結合が国民経済の発展に対し不利な影響を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑥ | 市場監管総局が市場競争に対し不利な影響を及ぼすと判断するその他の事由

### (※※)受託官庁と関連区域の対応表

	受託官庁	関連区域
1	北京市市場監督管理局	北京、天津、河北、山西、内モンゴル、遼寧、吉林、黒龍江
2	上海市市場監督管理局	上海、江蘇、浙江、安徽、福建、江西、山東
3	広東省市場監督管理局	広東、広西、海南
4	重慶市市場監督管理局	河南、湖北、湖南、重慶、四川、貴州、雲南、チベット
(5)	陝西省市場監督管理局	陝西、甘粛、青海、寧夏、新疆

<sup>8</sup> 試験期間は、2022年8月1日から2025年7月31日まで。

<sup>9 「</sup>事業者結合審査暫定施行規定」17条、18条

### (2) 委託審査の手順

委託審査の手順は、概ね次のとおりである。

<b></b>			
申告前相談	委託条件に合致する事件について、申告前に相談する必要がある場合には、申告者は、市場監管総局又は受託官庁に対し相談を申請することができる。		
<u> </u>			
申告	委託条件に合致する事件について、申告者は、市場監管総局に対し申告する。		
1			
資料の審査及び 立件	受託官庁に審査を委託する事件について、市場監管総局は受理した後、申告資料を受託官庁に引き渡して審査させ、受託官庁は立件した後、申告者に書面通知し、かつ、立件情報を公示する。		
<u> </u>			
事件審査	受託官庁は、受託事件について審査した後、市場監管総局に審査報告を送付し、審査意見を提出する。		
<u> </u>			
審査決定	市場監管総局は、受託官庁の審査報告及び審査意見を審査したうえで、審査決定をする。		

### (3) 異議の受理

市場監管総局は、事業者結合簡易事件の公示期間内において、第三者からの異議を統一的に受理する。

近年、中国の事業者結合事件は、増加する傾向にあり、「中国独占禁止法執行年次報告(2021)」によれば、市場監管総局が 2021 年に受け取った事業者結合申告は 824 件であり、前年比で 58.5%増加した。本公告に基づく事業者結合審査の委託は、独占禁止審査の効率向上、企業の負担軽減に有益であると言われている。

# 3. 上海市消費者権益保護条例 10

上海市人民代表大会常務委員会、2022年7月21日公布、同年8月1日施行、地方性法規

「上海市消費者権益保護条例」(以下「本条例」という。)は、「消費者権益保護法」及び関連法律・行政法規に基づき制定されたものであり、上海市行政区域内の、①消費者が生活消費に必要な商品を購入・使用し、又はサービスを受けること、及び②事業者がその生産、販売する商品又はサービスを消費者に提供することに適用される。本条例は、2002年より施行され、2014年の改正を経て、今般2回目の改正がなされた。今回の改正は、消費者の権利に係る関連法令の改正点を反映し、近年注目されている関連社会問題にも対応しており、さらに、新しい消費業態の運営に関しても一定の規制を設けた。今回の改正ポイントは主に以下のとおりである。

### (1) 個人情報保護義務

事業者が消費者の個人情報を取り扱う場合には、情報の取扱いに係る目的、方法及び範囲を明示し、かつ、法により消費者の同意を取得しなければならず、法令に違反し、消費者の同意した範囲を超え、又は対象サービスに関係のない消費者個人情報取扱活動を行ってはならない。事業者は、健全な情報秘密保持及び情報安全管理制度を構築し、情報安全緊急時対応計画を制定し、情報の安全性を確保し、消費者の個人情報の漏えい、紛失を防止しなければならない。

# (2) 金融サービス情報の開示義務

金融サービス事業者は、利率、手数料、収益、リスク等の重要な情報について、消費者の注意を引くに足りる方法により表示して説明し、かつ、適切な方法により消費者が既に完全な情報を受け取っていることを確認しなければならない。

<sup>10</sup> 中国語:上海市消费者权益保护条例

### (3) 広告の送信問題

事業者は、消費者の同意若しくは要請なく、又は消費者が明確に拒否した場合には、消費者に対し、商業的情報を送付してはならない。事業者は、ポップアップ等の形式により広告を送付する場合には、ワンクリックで閉じられることを確保するものとする。

### (4) 差別的待遇(「ビッグデータ殺熟 11」)問題

事業者は、消費者の個人情報を利用して自動化意思決定を行う場合には、取引価格等の取引条件について、消費者に対し、不合理で差別的な待遇を行ってはならない。

### (5) 未成年者によるオンラインゲーム上の消費

オンラインゲーム事業者は、未成年者保護義務を履行しなければならず、未成年者にゲームサービスを提供する場合には、時間帯、時間の長さ、消費制限、内容等に関する法令規定に適合しなければならない。

### (6) 越境 EC における消費

越境 EC 小売輸入業者は、商品の品質安全ついて、相応の責任を負い、消費者権益保護及び商品情報開示・告知等の義務を履行する。越境 EC の第三者プラットフォーム運営者は、取引安全保障等の管理制度を構築し、プラットフォームへの出店を申請する越境 EC 小売輸入業者に対してはその主体情報を審査し、かつ、プラットフォームにおいて、越境 EC 小売輸入品を明示しなければならない。

### (7) 新しい販売形態について

1 ヘッダービディング

事業者がインターネット媒体を通じて、ヘッダービディング等のインターネット広告により、商品やサービスのプロモーションを行う場合には、法により「広告」と明確に表示しなければならない。

② ブラインドボックス 12

事業者は、消費者に対し、ランダム形式により、特定の範囲内の商品を販売し、又はサービスを提供する場合には、引当規則、商品又はサービスの分布、提供数、引当確率等の重要情報を顕著な方法で開示しなければならない。事業者による実際の市場投入は、上記の開示内容と一致させなければならず、引当確率を改ざんし、引当結果を変更してはならない。

③ ライブコマース <sup>13</sup>

運営者については、次の2点が重点的に求められた。

- ・ ライブルーム運営者は、ライブルーム内のリンク、QR コード等のジャンプ先の商品又はサービスの実際の事業者を表示しなければならない。消費者がライブルーム内のリンク、QR コード等を通じてほかのプラットフォームにジャンプして商品を購入し、又はサービスを受けたことにより、その適法な権益が損害を受けた場合において、ライブルーム運営者が実際の事業者を表示していないときは、相応の責任を負わなければならない。
- ・ ライブルーム運営者、ライブ販売スタッフの発表したライブコンテンツが商業広告に該当する場合には、法により、広告媒体業者、広告取扱業者又は広告のイメージキャラクターとしての義務を履行し、かつ、相応の責任を負わなければならない。

本条例の上位法である「消費者権益保護法」は前回の 2013 年改正から 10 年近く経過しており、その後の経済発展や法改正等に伴って不十分な部分も見受けられ、今回の上海市における本条例の改正は今後の「消費者権益保護法」の改正

<sup>11</sup> ビッグデータを利用して常連客向けに意図的に高価格を設定するダイナミックプライシング。

<sup>12</sup> 日本の「ガチャガチャ」の箱入り版のことで、箱にはおもちゃなどが入っており、消費者は購入するまで、どの種類のおもちゃ等が箱に入っているのかわからない仕組みになっている。

<sup>13</sup> 上海市市場監督管理局が近日公布した「上海市ライブコマース活動コンプライアンスガイドライン」において、上海市でライブコマース活動を行う関連主体に対し、より詳細なコンプライアンス要求が示されている。詳細は、後述の当該ガイドラインに関する紹介を参照されたい。

方向を示唆しているものと思われる。また、上海市市場監督管理局の関係者によれば、同局は、本条例を徹底的に実施し、越境 EC 業者、ソーシャルコマース業者、ランダム販売等の消費の新業態・形態に対し、寛容かつ慎重な監督管理を実施する一方、オンラインゲーム事業者による未成年者保護義務の不履行及び消費者への詐欺、消費者の人身権への侵害等の行為に対する監督管理や法執行を強化するとのことである。事業者には、法改正や実務運用の動向を踏まえた対応が求められている。

# 4. 上海市ライブコマース活動コンプライアンスガイドライン 14

上海市市場監督管理局、2022年7月8日公布、同日施行、地方政策文書

中国において、ライブコマースは、よく見られる販売方法となっているが、消費の促進に寄与すると同時に、虚偽宣伝、製品品質の不合格、返品・交換の難しさ、など非常に多くの問題も存在する。そのため、関連する政府部門及び団体は、ライブコマース業界に対する規範化を実施するために、次々と法令等を公布・公表した。例えば、国家市場監督管理総局が2020年に公布した「ライブコマース活動の監督管理の強化に関する市場監督管理総局の指導意見」、中国広告協会が同年に公表した「ライブコマース行為規範」、国家インターネット情報弁公室、公安部、商務部等の7部門が2021年に共同で公布した「ライブコマース行為規範」、国家インターネット情報弁公室、公安部、商務部等の7部門が2021年に共同で公布した「ライブコマース行為規範」、以下「管理弁法」という。)等が挙げられる。また、一部の地方政府も、相応する規範又はガイドラインを公布した。そのうち、上海市市場監督管理局は、「電子商務法」、「広告法」等の関連法令及び管理弁法に基づき、「上海市ライブコマース活動コンプライアンスガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を制定した。本ガイドラインは、計5章、29条から構成され、主な内容は、次のとおりである。

- (1) 本ガイドラインは、上海市で実施されるライブコマース活動に適用され、その関与者としてのライブコマースプラットフォーム、プラットフォーム内経営者、ライブルーム運営者、ライブ配信者及び MCN 機構 「の責任・義務を定めている。そのうち、特にライブルーム運営者及びライブ配信者に対する要求は、管理弁法に比べ、細分化された。例えば、ライブルーム運営者又はライブ配信者は、プラットフォーム内経営者に対し、当該ライブルーム運営者又はライブ配信者と「最低価格合意」その他の不合理かつ排他的な強行規定を含む契約等を締結するよう要求してはならない旨が定められた。また、ライブルーム運営者は、ライブ配信者が配信中に法令違反行為をしないようライブ配信者管理制度を構築しなければならない旨が定められた。
- (2) 販売する商品又はサービスの内容、品質、安全等について定められた。本ガイドラインは、ネガティブリストにより、ライブコマースを通じてプロモーションや提供を行ってはならない商品又はサービス 10 種を定め、かつ、医療、医薬品、医療機器、農薬、動物用医薬品、保健食品、特殊医学用途調整食品等の法律、行政法規の規定により事前に広告掲載に係る審査をすべき商品及びサービスは、ライブコマースによる販売に適さない旨を定めた。また、越境小売輸入商品のライブコマースに従事する場合は、販売商品は財政部、国家発展改革委員会等の部門の公布する「越境EC 小売輸入商品リスト」の範囲内でなければならず、かつ、消費者に対し告知義務を履行しなければならず、その告知事項には、①原産地と中国の関連標準又は技術規範要求との間の相違により生じる可能性がある関連リスクを消費者が自ら負うこと、②商品の中国語ラベルを自ら調べること、③購入した商品を再販売してはならないことが含まれるとされている。
- (3) ライブコマース行為のコンプライアンスが詳細に定められた。主な内容は、次のとおりである。
  - ① 悪質商法の禁止 未成年者、疾患又は障害がある者、身寄りのない高齢者を利用する販売促進や虚偽・奇異なストーリーをね つ造・演出する詐欺販売等の悪質商法を行ってはならない。
  - ② 公平競争の確保 不正競争行為を実施してはならない。ライブルーム運営者、ライブ配信者は、プラットフォーム内経営者から、

<sup>14</sup> 中国語:上海市网络直播营销活动合规指引

MCN は、「Multi-Channel Network」の略語である。MCN 機構(中国語:主播服务机构)とは、ライブ配信者(主にインフルエンサー) と契約をして、内容企画、宣伝、フォロワーの管理等のサービスを提供する会社である。

一定のプロモーションサービス費及びコミッションを受け取る場合には、規範的かつ合理的でなければならない等。

③ 販売促進活動の規範化

販売促進活動に条件、期限又は数量規制を付加する場合には、付加する条件、期限又は販売促進にかかる 商品の数量を明確に公示しなければならない。価格比較の方法を採用する場合には、「全ネットショップ最低価格」、「過去最低価格」をセールスポイントとしてでっち上げてはならない。

④ 消費者の知る権利及び選択権の保障

消費者と重大な利害関係のある情報を誇張し、又は隠ぺいして、消費者を誤導してはならない。例えば、「即売切」、「秒殺」であると偽り、在庫データをでっち上げ、売れ行きがよく在庫が不足している錯覚を作りだし、消費者を非理性的な消費へと誘導してはならない。

また、本ガイドラインは、知的財産権の保護、未成年者及び高齢者の保護、無条件返品、賠償先行等を含む紛争処置措置、損害賠償責任の負担等についても明確に定めた。

本ガイドラインでは、上海市においてライブコマース活動を実施する関連主体に対し比較的詳しいコンプライアンス要求が示された。プラットフォーム内経営者がライブルーム運営者又はライブ配信者にライブコマースを委託する場合において、ライブコマースに虚偽宣伝等の違法行為があったときは、プラットフォーム内経営者は、「広告法」に基づく広告主の関連責任、「反不正競争法」又は「消費者権益保護法」に基づく経営者の関連責任等を負わなければならない可能性がある。効果的なリスクヘッジを行うために、プラットフォーム内経営者は、本ガイドラインの関連規定を参照して、契約にてライブルーム運営者又はライブ配信者に対し相応の義務を設けた上、その義務を履行する状況を監督することが推奨される。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。 N&A ニューズレター 購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。 また、バックナンバーは<u>こちら</u>に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail ☑